

浜田市消防職員の階級及び職名に関する規則及び浜田市消防吏員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 20 号

浜田市消防職員の階級及び職名に関する規則及び浜田市消防吏員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(浜田市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜田市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 196 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「署長補佐」を「署長補佐 調整監」に改める。

(浜田市消防吏員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 浜田市消防吏員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 197 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 4 級の項及び 5 級の項を次のように改める。

4 級	1 調整監の職務 2 係長、所長の職務 3 消防司令補の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする消防主任の職務
5 級	1 課長補佐、署長補佐の職務 2 困難な業務を所掌する調整監の職務 3 困難な業務を所掌する係長、所長の職務 4 困難な業務を所掌する消防司令補の職務

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。